

エスノ部

Saisie.

セジ  
拿住

〔本義〕羅甸ノ「サシレ」ヨリ出ツ「サシレ」ハ「取ル」ノ義

〔釋解〕人權者ニ與ヘラレタル權ニシテ人權者ハ此權ニ

因テ己レノ利益ノタメ裁判所ニ出訴シ義務者ヲシテ

其財産ヲ賣却セシムルヲ得○パシッレ法律ニテ人權者

ニ許ルシテ強テ其義務者ニ義務ヲ執行セシムル方法

ナリ人權者ハ義務者ノ動産不動産ヲ裁判所ニ委託セ

シメ而シテ此方法ニ依テ義務者ヲシテ強テ其義務ヲ執

行セシムルヲ得ルナリ

セジ、インモビリエル

Saisie immobilière.

エスノ部

不動産ヲ拿住

〔本義〕「インモビリエル」ハ「不動産」ノ義ナリ

〔釋解〕不動産ノ差押ナリ

セジ、モビリエル

Saisies mobilières.

動産ヲ拿住

〔本義〕「モビリエル」ハ「動産」ノ義（エムノ部一七）

〔釋解〕動産ノ差押ナリ

セジ、アレー

Saisie-arêt.

留置拿住

〔本義〕「アレー」ハ「止ムル」ナリ（アノ部七九判決參看）

〔釋解〕「バシッレ」義務者ノ財産外人ノ所ニ在ルトキ其人權者ヨリ此外人ニ其財産ヲ留メ置カシメ而シテ此外人ヲ

シテ義務者ニ之ヲ渡サシメサラシムル所ノ方法ナリ

者ヨリ此外人ニ其財産ヲ留メ置カシメ而シテ此外人ヲ

シテ義務者ニ之ヲ渡サシメサラシムル所ノ方法ナリ  
若シ其外人正シキ「セジ、アレ」ヲ守ラスシテ其財産ヲ  
義務者ニ渡ストキハ拿住ヲ爲シタル人權者ニ更ニ之  
ヲ渡サシメラルヘシ

セジ、ブランドン

Saisie-brandon.

### 附標拿住

〔本義〕ダローズ「セジ、ブランドン」ハ希臘羅馬ニ始リシモ  
ノニシテ希臘羅馬ニテハ他人ノ所有地又ハ其財産上  
ニ書入質或ハ質ノ權ヲ有シタル人權者ハ其權ヲ表ス  
ル爲メニ此地面ニ杭ヲ立テ其上ニ草ヲ束テ之ヲ結  
ヒ付テ其標シト爲セリ中世ニ至リ其標ヲ「ブランドン」  
ト名ケタリ「ブランドン」ハ「草ヲ束テ拵ヘタル松火ノ類」

ナリ蓋シ其形ノ相類スルニ依テ此名ヲ附シタルモノ  
ナルヘシ(ベノ部二三「ブランドン」參看)

〔釋解〕土地ニ附着シテ未タ収納セサル作物ノ差押チイ  
フ目標ヲ附スルハ未收穫セサル作物ヲ差押ヘタルコ  
ヲ知ラシムルタメナリ

セジ、エクゼキウシオン

Saisie-exécution.

### 執行拿住

〔本義〕「エクゼキウシオン」ハ「執行」ナリ(エノ部三四)

〔釋解〕動産ノ差押ナリ○ハシツレ又之ヲ「セジ、モビリエル」  
トモイフ執行式アル證書ヲ有スル人權者ヨリ其義務  
者ノ有形ノ動産ヲ差押ヘテ之ヲ賣却セシメ而シテ其代  
價ヲ以テ辨償セシムル方法ナリ

價ヲ以テ辨償セシムル方法ナリ

Saisie-gagerie.

セジ、ガジウリ

什具拿住

〔本義〕「ガジウリ」ハ出處「ガジウ」ニ同シ「ガジウ」ハ質ナリ（ゼノ部一及ヒ三）

〔釋解〕貸家主ヨリ其借家人ノ家具ヲ差押ルヲチイフ

Saisie des rentes.

セジ、デ、ラント

年金ノ拿住

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ「ラント」ハ「年金」ナリ（エルノ部二五）

〔釋解〕「バシツレ」年金ノ期限ニ至リ又ハ期限ニ至ルヘキ利

金ヲ義務者ノ掌中ニ留メ置カシメ而シテ其利金ヲ取ルノ權ヲ公ケニ競賣スルヲ待ツ爲メノ差押ナリ

セジ、ルウァンデカシオン

Saisie-revendication.

取戻拿住

〔本義〕ルウアンデカシオンハ「取戻」ナリ（エルノ部四六）  
 〔釋解〕外人不正ニシテ物件ヲ占有スルヲ以テ其外人ノ  
 掌中ニ就キ其物件ヲ差押フルヲイフ  
 〔參照〕總則ハ（民）二〇九二、（訴）五五一、不動産拿住ハ（民）二二  
 〇四、（訴）六七三以下、附帶ノ事件ハ（訴）七一八以下、動產拿  
 住留置拿住ハ（訴）五五七以下、抵填ハ（民）一二九八、附託ハ  
 （民）一九四四、附標拿住ハ（訴）六二六以下、執行拿住ハ（訴）五  
 八三以下、什具拿住ハ（訴）八一九以下、船ニ付テハ（商）一九  
 七以下、年金ニ付テハ（訴）六三六以下、取戻拿住ハ（訴）八二  
 六以下、

セゲヌ

Saisine.

### 掌握權

〔本義〕「セザ」ニ同シ

〔釋解〕「ポセシオン」(占有ナリ)ノ部三三ナリ即チ直チニ品物ヲ掌握スルコトナイフ例ヘハ相續人又ハ遺囑人遺囑執行人ノ「セシヌ」ノ如キ是ナリ

〔參照〕相續人及ヒ受遺囑者ニ付テハ(民)七二四、一〇〇四、一〇〇六、遺囑執行人ニ付テハ(民)一〇二六、一〇二七、

ソーフ、ユンデウイ

### 往來券

III Sauf-conduit.

〔本義〕「ソーフ」ハ羅甸ノ「サルウイウス」ヨリ出ツ「サルウイウス」ハ梵語ノ「サルウア」ヨリ出ツ「サルウア」ハ「全シ」ノ義今用ユル所モ均シク「全シ」ノ意味ナレト「危險ノ外ニ在ル」又「免レ

ル又「害ナシ」ノ意味ナリ「コンヂウイ」ハ「導ヒク」ノ義  
〔釋解〕自由ヲ剝奪セラレシモノニ逮捕ノ畏レナクシテ  
或ル時間中定マリタル事件ニ付キ往來スルヲ許ルス  
證書ナリ

〔參照〕〔訴〕七八二、分散人ニ付テハ〔商〕四五六、四八八、

セレ

Scelle.

### 捺印

〔本義〕「セレ」トイフ働詞ノ過去分詞ナリ其本羅甸ノ「シヂ  
ロム」ヨリ出ツ「シヂロム」ハ「印形」ナリ今「セレ」トイヘハ「印  
ヲ押ス」ノ意ナリ

〔釋解〕法官カ各種ノ物品ニ公ケノ印章ヲ押捺スルコトヲ  
イフ但シ印章ヲ押捺スルハ其物品ノ目錄ノ出來上ル

マテ脱抽ヲ防クカタメナリ



Secondes nocces.

マテ脱抽ヲ防クカタメナリ

〔参照〕民事ニ付テノ通則ハ(民)八一九以下、捺印ハ(訴)九〇七以下、故障ハ(訴)九二六以下、除印ハ(訴)九二八以下、刑事ニ付テハ(治)一六、三五、三七、三八、八九、九〇、封印毀壞ハ(刑)二四九以下、

スゴンド、ノス

再婚

〔本義〕「スゴンド」ハ佛ノ古語ニテ「スゴントイフ」「スゴン」ハ古ノ時ノ分チニテ一時ヲ六十ニ分チ其一分ヲ「ミッコダエ」トイヒ「ミッコダエ」ヲ又六十ニ分チ其一分ヲ「スゴンダエ」トイヘリ 後音ヲ轉シテ「ミッコダエ」ヲ「ミッコト」トイヒ「スゴンダエ」ヲ「スゴンド」トイフ 然ルチ今ハ時ノ「」ニ限ラ

ス何事ニヨラス「第二」チ「スゴンド」トイフ又「ノス」ハ羅甸  
ノ「ニツプトム」ヨリ出ツ「ニツプトム」ハ「婚姻スル」ノ義ナリ

〔釋解〕セノ部九二「コンウオル」ニ同シ

セ、ン、プ、リ、ウ、エ

六  
Seing privé.

私印

〔本義〕「セン」ハ羅甸ノ「シニオム」ヨリ出ツ「シニオム」ハ「印記」  
ナリ「プリウエ」ハ羅甸ノ「プリウッス」ヨリ出ツ「プリウッス」ハ「己  
レノ固有」ノ義「セン、プリウエ」ハ即チ「私ノ印記」ノ意ナリ

〔釋解〕私ノ「シニアチウル」(手署ナリ本部一二)ナリ此私ノ「シニア  
チウル」ノ書面ハ決シテ公正ノモノニ非ス何ントナレハ  
此書面ハ唯私ノ手署ノミニテ別ニ公正タルヲチ確實  
ニ爲スモノナケレハナリ

セパ  
ラ  
シ  
オ  
ン

ニ爲スモノナケレハナリ

七

Séparation.

セパラシオン

分離

〔本義〕「セパレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅甸ノ「セパラレ」ヨリ出ツ「セパラレ」ハ「スト」ト「パレ」ト合成セシモノニテ「ス」ハ「分離」ヲ示ス前詞「パラレ」ハ「處置スル」又「排列スル」ノ義ナリ

〔釋解〕附着スル所ノモノヲ分離スルヲナリ

セパラシオン、ド、ビアン

Séparation de biens.

財産ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ（ベノ部一一）  
〔釋解〕匹偶者其各自ノ財産ノ所有權及ヒ管理ヲ各自ニ  
スル別段ノ方法ヲイフ其方法ハ或ハ最初婚姻ノ契約

エスノ部

九一七

ニ依リテ定マルコアリ或ハ裁判ニ依テ定マルコアリ  
而シテ裁判ニ依テ定マルコハ婦ノ嫁資ヲ其夫ノ取扱ヒ  
ニ依リテ毀損セラルトキニ於テスルコナリ

セパラシオン、ド、コル

Séparation de corps.

### 別居

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コル」ハ「身體」ナリ

〔釋解〕緊重ナル事故アリテ夫婦其共住ノ住所ヲ離違ス  
ルコトヲ裁判ヲ以テ其婦ニ許スコトイフ

セパラシオン、ド、デト

Séparation de dettes.

### 負債ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デト」ハ「負債」ナリ（デノ部四一）

〔釋解〕婚姻以前ニ成立シタル負債ヲ共通財産中ヨリ除

去スルコトヲ陳述シタル約條ヲイフ

去スルヲチ陳述シタル約條チイフ

セパラシオン、ド、パトリモアヌ

Séparation de patrimoine.

### 家産ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パトリモアヌ」ハ「家産」ナリ（ペノ部一九）  
〔釋解〕相續ノ時相續人其自己ノ財産ト相續ノ財産トノ  
混亂ヲ防クタメニ其分別ヲナス事チイフ

〔參照〕契約ヲ以テスル財産ノ分離ハ（民）一五二九、一五三  
六以下、裁判ヲ以テスル財産ノ分離ハ（民）三一、一四四一  
ノ五項、一四四三以下、一五六三、（訴）四九ノ七項、八六五以  
下、商買ノ事ニ付テハ（商）六五以下、身體強逼ハ（民）二〇六  
六、遺囑ノ執行ハ（民）一〇二九、賣却ハ（民）一五九五、時効ハ  
（民）一五六〇以下、別居ハ（民）三〇六以下、假ノ處置ハ（民）二

八

Séquestration.

六七以下、却下ハ(民)二七二以下、其效力ハ(民)二九九以下、  
法式ハ(訴)八七五以下、負債ノ分離ハ(民)一四九七ノ四項、  
一六一〇以下、家産ノ分離ハ(民)八七八以下、二一一一、

セケストラシオン

私監禁

〔本義〕「セケストレトイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本  
羅甸ノ「セケストラレ」ヨリ出ツ「セケストラレ」ハ「他人ニ  
預ケ置ク」ノ義

〔釋解〕公ケノ牢ニ非スシテ不法ニ人ヲ繫囚スルヲチイ  
フ(セ)ノ部二二「シアルト、プリウエ」參看)

〔參照〕(刑)三四一以下、

セケストル

Séquestre.

九

寄托

〔本義〕「セケストラシオン」ニ同シ

〔釋解〕雙方ノ爭論ト爲リタル物件ヲ他人ニ委託スルヲイフ此委託ヲ受ケタル者ハ裁判ノ確定ニ至ルマテ之ヲ保存セサルヘカラス

〔參照〕民事ニ付テハ(民)一九一六以下、契約ニテ爲シタルモノハ(民)一九六一以下、種々ノ規則ハ(民)二〇六〇ノ四項、(訴)一三五ノ四項、五五〇、六八八、刑事ニ付テハ(治)一六、三五、抗傳ヲ受ケタル者ノ財産ハ(治)四七一、四七五、

セルマン

誓

10 Serment.

〔本義〕羅甸ノ「サクラマントム」ヨリ出ツ「サクラマントム」ハ「盟」ナリ

〔釋解〕神ノ名ヲ呼テ裁判所ニテ爲シタル「アフィルマシオン」(保言ナリアノ部四二)ナリ

セルマン、デシヅアル

Serment décisoire.

決斷乃誓

〔本義〕「デシヅアル」ハ「決斷」ノ「義」(デノ部七)

〔釋解〕デノ部七「デシゾアル」ノ處ニ見ユ

セルマン、シウプレトアル

Serment supplétoire.

充足乃誓

〔本義〕「シウプレトアル」ハ「シウプレエトイフ」働詞ノ變シタル形容詞ニテ「シウプレエ」ハ羅甸ノ「シウプレ」ヨリ出ツ「シウプレ

レレ「ハ」シウプレト「ア」レレト合成セシモノニテ「シウプレ」ハ「下



レレハ「シツプ」ト「プレレ」ト合成セシモノニテ「シツプ」ハ「下」ニ  
ノ義「プレレ」ハ「充タス」ノ義ナリ今「缺クル所」ヲ「充タス」ヲ  
「シツプレエ」トイフ

〔釋解〕事柄ノ證據ヲ充足スル爲メニ裁判官其職權ヲ以  
テ命スル所ノ誓ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ(民)一三一六、一三五〇、一三五二、一三五七以下、決斷ノ誓ハ(民)一三六六以下、補足ノ誓ハ(民)一三六六以下、法式ハ(訴)一二〇、一二一、一〇三五、偽誓ハ(刑)三六六、

11  
Servitude.

セルウイチウド

地役

セルウイチウド、レガル

Servitudes légales.

エスノ部

九二二

法律上<sup>ラ</sup>地役

Servitudes conventionnelles.

セルウイチウド、コンウアンシオ子ル  
合意上<sup>ラ</sup>地役

Servitudes apparentes.

セルウイチウド、アパラント  
有形<sup>ラ</sup>地役

Servitudes non apparentes.

セルウイチウド、ノン、アパラント  
無形<sup>ラ</sup>地役

Servitudes continues.

セルウイチウド、コンチニウ  
繼續<sup>ラ</sup>地役

Servitudes discontinues.

セルウイチウド、ヂスコンチニウ  
不繼續<sup>ラ</sup>地役

Servitudes de passage.

セルウイチウド、ド、パサジウ

セルウイチウド、ド、バサシ

Servitude de jour.

通行ノ地役

セルウイチウド、ド、ジウール

日光ノ地役

セルウイチウド、ド、エグー

雨滴ノ地役

Servitude d'égout.

〔本義〕「セルウイチウド」ハ羅甸ノ「セルウウス」ヨリ轉シタル語ニ

シテ「セルウウス」ハ「奴隸」ナリ今「セルウイチウド」トイヘハ「奴隸

ノ地位」ノ義ナリ又法律語ニテハ「人ノ役ニ服スル」ヲ

イフ「ソガル」ハ「法律」ノ義「コンウアン」シオチル」ハ「合意」ノ

義「アパタント」ハ「外形」ノ義「ノン」ハ「不」ナリ「コンチニツ

ハ「繼續」ノ義「ヂスコ」ニツ」ハ「ヂスト」コンチニツ」ト合成

セシモノニテ「ヂスコ」ハ「分離」ヲ示ス前詞ナリ即チ繼續セ

サルノ意「ド」ハ「ノ」ナリ「パサジウ」ハ「通行權」ナリ（ペノ部一六）  
 「ジッール」ハ「日」ナリ今「日光」ヲ取ルタメニ開キタル窓ノ義  
 ニ用ユ「エグー」ハ「雨滴」ナリ（口音）「ド、エグー」ハ「テグー」  
 〔釋解〕甲ノ所有地ノ使用及ヒ便利ノタメニ乙ノ所有地  
 ノ上ニ係リタル義務チイフ○ブイエ法律語ニテハ總  
 テ人ノ自由ヲ制限スルヲチ「セルウイチツド」トイフ此制限  
 ハ人ニ對シテ之ヲ爲スヲアリ（之チ「セルウイチツド、ペルソ  
 子ル」トイフ）又物ニ對シテ之ヲ爲スヲアリ（之チ「セルウイ  
 チツド、レエル」トイフ）古昔ノ奴隸ハ眞ノ「セルウイチツド、ペル  
 ソ子ル」ナリ今日ニ在テモ奴實權（ドロア、ギツジツフリツイ）使  
 用權（ドロア、ギツザジツ）及ヒ住居權（ドロア、ダビタシオン）  
 ハ之チ「セルウイチツド、ペルソ子ル」トイヘリ何トナレハ此

權ハ本ト人ノ身ニ屬スルノミニシテ其相續人ニ多ク

權ハ本ト人ノ身ニ屬スルノミニシテ其相續人ニ移ラ  
サルモノナレハナリ「セルウイチツド、レエル」中ニハ總テ他  
人ノ使用便宜ニ付キ己レノ地面ニ負ヒタル其使用便  
宜ニ供スルノ義務ヲ包括ス又之ヲ稱シテ「セルウイス、フオ  
ンシエ」トモイフ此「セルウイチツド」ニ三種アリ第一、土地ノ  
自然ノ形狀ヨリ出ルモノナリ（之ヲ「セルウイチツド、ナチツレ  
ルトイフ」第二、法律ニ依テ負ハシメタル義務ヨリ生ス  
ルモノナリ（之ヲ「セルウイチツド、レガル」トイフ）第三、所有  
者間ノ合意ヨリ成ルモノナリ（之ヲ「セルウイチツド、コンウア  
ンシオ子ルトイフ」其第一ハ即チ自由ニ水ヲ流スノ權  
若クハ設界ノ權（ボルナジツベノ部二二）及ヒ藩圍設置ノ  
權是レナリ其第二ハ公益又ハ私益ノタメニ法律ノ立

テタルモノニシテ其主意ハ一般ノ安寧及ヒ一般ノ人  
 命ヲ保護スルニ在リ即チ道路船河鑛山等ノ建築修繕  
 ノ如キ是レナリ又國土防禦ヲ主意トスルモノアリ(之  
 チ「セルウイチツド、ミリテル」トイフ)此「セルウイチツド、ミリテル」  
 ハ別段ノ法律ニテ之ヲ規定ス又「セルウイチツド、コンウアン  
 シオチル」ヲ區別シテ「セルウイチツド、コンチニツ」(「按」繼續セ  
 シムル爲メニ人ノ所爲ヲ要セサルモノ)及ヒ「セルウイチツ  
 ド、ギスコンチニツ」(「按」繼續セシムルタメニ人ノ所爲ヲ  
 要スルモノ)トシ又「セルウイチツド、アパラント」(「按」其成立ニ  
 付キ外ニ顯ハレタル標アルモノ)及ヒ「セルウイチツド、ノン、  
 アパラント」(「按」其成立ニ付キ外ニ顯ハレタル標ナキモ  
 ノ)トナス○「按」隣地上ニ通行スル「ハ」ア「ン」ク「ラウ」即チ

自家ノ地面四方ヨリ他人ノ地面ニ圍マレタルトキニ  
非ラサレハ之ヲ求ムルヲ得ス此場合ニ於テハ相當ノ  
償金ヲ出シ公道ニ最近ニシテ隣地ノ損害少キ處ニ就  
テ之ヲ爲ス此通行ヲ受クル義務ヲ「セルウイチツド、ド、パサ  
ジツトイフ」○「按」法律ニテ他人ノ所有地ニ接シタル壁上  
ニ開設スル窓ノ高サ及ヒ廣サヲ制限シ又直斜ニ拘ハ  
ラス觀望ヲ開クニ付キ必ス守ルヘキ距離ヲ制限シタ  
リ此制限ヲ「セルウイチツド、ド、ジツールトイフ」○「按」一般ニ簷  
滴ハ自家ノ地面ニ之ヲ受ケ又ハ直チニ公道上ニ之ヲ  
流スヘシ然レモ「セルウイチツド」ニ依ルキハ隣地上ニ之ヲ  
流スヲ得ヘキナリ

〔參照〕〔民〕五二六、五四三、六三七以下、自然ノ地役ハ〔民〕六四

○以下、法律上ノ地役ハ(民)六四九以下、分界壁ハ(民)六五三以下、建築ハ(民)六七四、觀望ハ(民)六七五以下、雨滴ノ供用ハ(民)六八一、通行ハ(民)六八二以下、合意上ノ地役ハ(民)六八六以下、建立ハ(民)六九〇以下、効ハ(民)六九七以下、消滅ハ(民)七〇三以下、共通ハ(民)一四三三、一四三七、書入質拋棄ハ(民)二一七七、收實者ハ(民)五九七、賣買ハ(民)一六三八、兵役ハ千七百九十一年七月十日千八百十九年七月十七日ノ法

シニアケウル

手署

〔本義〕羅甸ノ「シニオム」ヨリ出ツ「シニオム」ハ「印記」ナリ今「シニアケウル」ハ「書面」ノ下ニ自筆ニテ記スル「印」チイフ

〔釋解〕契約ノ成立及其執行ヲ確實ニスルタメニ書面



「シニファイカシオン」ハ「書面」ノ下ニ自筆ニテ記スル「シニファイカシオン」ノ所ニ見ユ

〔釋解〕契約ノ成立及其執行ヲ確實ニスルタメニ書面ノ下へ自己ノ名ヲ記スルヲチャイフ

〔參照〕ウエノ部七「ウエリファイカシオン、デスクリチツル」ノ所ニ見ユ

シニファイカシオン

111  
Signification.

通知

〔本義〕「シニファイエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅

甸ノ「シニファイカレ」ヨリ出ツ「シニファイカレ」ハ「シニオム」ト「ファ

セ」レト合成セシモノニテ「シニオム」ハ「印記」ナリ「ファセレ」

ハ「爲ス」ノ義即チ「印記」ヲ爲スノ意ナリ

〔釋解〕法律ニ遵ヒ書面若クハ裁判ヲ一方ノモノニ通知

スルヲチャイフ

〔參照〕（訴）一四七、一四八、權利移轉ノ通知ハ（民）一六九〇以

下、

ソシエテ

會社

一四 Société.

〔本義〕羅甸ノ「ソシウス」ヨリ出ツ「ソシウス」ハ「仲間」ナリ本此「ソシウス」ノ「ソシ」ハ梵語ニテ「親ミ」ノ義ナリ

〔釋解〕「ハシツレ」互ニ物ヲ共通シ之ヨリ生スル所ノ利益損失ヲ分カテ受クルノ約束ニテ結ヒタル二人以上ノ集合ナリ

ソシエテ、シウイル

Sociétés civiles.

民事會社

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義

〔釋解〕「ハシツレ」商業ノ所爲ニ非ラサルヲ爲ス主意ヲ以

テ結ヒタル會社ヲイフ

〔釋解〕バシッレ商業ノ所爲ニ非ラサルヲ爲ス主意ヲ以

テ結ヒタル會社チイフ

ソシエテ、コメルシアル

*Sociétés commerciales.*

### 商業會社

〔本義〕「コメルシアル」ハ「商賣」ノ義ナリ

〔釋解〕バシッレ商業ノ所爲ヲ爲スノ主意ヲ以テ結ヒタル

會社チイフ

ソシエテ、アン、ノン、コレクチフ

*Sociétés en nom collectif.*

### 合名會社

〔本義〕「アン」ハ「ニテ」ナリ「ノン」ハ「名」ナリ「コレクチフ」ハ「合名

ノ」ノ義（セノ部三五）

〔釋解〕バシッレ會社ノ名目ヲ以テ商業ヲ爲ス目的ニテ二

人以上ヨテ結ヒタル會社チイフ

Sociétés en commandite.

ソシエテ、アン、コマンドイト

信任會社

〔本義〕セノ部四一ニ見ユ

〔釋解〕同上

ソシエテ、アノニム

無名會社

Sociétés anonymes.

〔本義〕「アノニム」ハ「無名」ノ義（アノ部六三）

〔釋解〕「バシッレ」社號ナク又社員ノ名氏ヲモ顯ハスコナク  
シテ結ヒタル會社ヲイフ此會社ヲ目スルニハ其發起  
ノ事業ヲ以テス

Sociétés en participation.

ソシエテ、アン、パルクシパシオン

共分會社

〔本義〕「アン」ハ「ユ」テ「ナ」リ「パ」ル「クシ」パ「シオン」ハ「參與」ナリ（セ

〔本義〕「アソ」ハ「ニテ」ナリ「パルチシパシオン」ハ「參預」ナリ（ペ  
ノ部一三）

〔釋解〕バシツレ二人若クハ數人ニテ約束ニテ定メタル割  
合ニ從テ事業ニ立入ル會社ナリ○「按」商法ニハ「アソシ  
アシオン、アソ、パルチシパシオン」トアリ「アソシアシオ  
ン」ハ「集會」ナリマノ部八六

ソシエテレオニヌ

Société Léonine.

### 獅子會社

〔本義〕「レオニヌ」ハ「獅子」ナリ

〔釋解〕社中ノ一人ニテ專ラ其利ヲ私シ會テ其損毛ヲ受  
ケサルヲ恰モ獸中ニ在リテ獅子ノミ其猛威ヲ逞クス  
ルニ均キ風アル會社ナリ尤モ佛國ニ於テ方今ハ此會

社ヲ禁止セリ

〔參照〕民事ノ會社ハ(民)一八三二以下、其種類ハ(民)一八三五、總括ノモノハ(民)一八三六以下、別段ノモノハ(民)一八四一、社員ノ約束ハ(民)一八四三以下、解除ハ(民)一八六五以下、呼出ハ(訴)五〇ノ二項、五九、持寄ハ(民)八五四、商事ノ會社ハ(民)一八七三、(商)一八以下、社員ノ爭論ハ(商)五一以下、六三一ノ二項、呼出ハ(訴)六九ノ六項、分散ハ(商)四三八以下、商賣帳ハ(商)一四、會社ノ證書ハ(民)一三八四、(商)二二、三七、三九以下、

ソリダリテ

Solidarité.

連帶

〔本義〕ソリデルトイフ形容詞ノ變シタル名詞ナリソリ

「多人数一團ノ義務者ト爲リ彼此ノ差別ナク部中ノ人ハ其一人ニテモ悉皆義務ヲ負フ」チイフ

〔釋解〕同利益ヲ有スル數人ノ間存スル諸權利ノ混合チイフ此混合ニ依テ數人一團結ト爲リ其中ノ一人ハ義務ニ付テハ恰モ己レノミ義務者タリシカ如ク全體ノ義務ヲ一身ニ擔任シ又權利ニ付テハ恰モ己レノミ權利者タリシカ如ク全員ノタメニ其權利ヲ行フチ得

〔參照〕民事ニ於テ人權者ノ間ニテハ(民)一一九七以下、義務者ノ間ニテハ(民)一二〇〇以下、賃貸ニ付テハ(民)一七三四、保證人ハ(民)二〇二一、二〇二五、二〇三〇、共通ハ(民)一四三一以下、抵填ハ(民)一二九四、混合ハ(民)一三〇一、後

見人ハ(民)三九五、三九六、分離ハ(民)一二一九、商賣手形ハ  
 (商)一一八、一二〇、一四〇、一四二、一八七、遺囑執行人ハ(民)  
 一〇三三、分散ハ(商)五四二、代理ハ(民)一九九五、二〇〇二、  
 更改ハ(民)一二八〇、一二八一、時効ハ(民)二二四九、貸借ハ  
 (民)一八八七、義務放釋ハ(民)一二八四以下、誓ハ(民)一三六  
 五、會社ハ(民)一八六二、商賣ノ會社ハ(商)二二以下、刑事ニ  
 付テハ(刑)五五、

ソメル

簡略

16 Sommaire.

〔本義〕羅甸ノ「ソマリオム」ヨリ出ツ「ソマリオム」ハ「簡略ナ  
 ル」ノ義ナリ  
 〔釋解〕「マテエルソメル」トイフトキ簡略ノ事件ノ義ニ用





〔本義〕「ソルド」ヨリ出テタルモノニテ「ソルド」ハ羅甸ノ「ソ  
リヂッス」ヨリ出ツ「ソリヂッス」ハ「貨幣ノ名」ナリ

〔釋解〕分配ヲ爲ストキ定リタル取分ノ不足セルトキ其  
不足ヲ填タシムルニ必要ナルモノヲイフ

〔參照〕(民)八三三、一四〇七、一四七六、

スタヂウ

Statut.

法

〔本義〕「スタヂウ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「スタヂッス」ヨリ出ツ「スタヂッス」ハ「立テ在ル」「定テ在ル」

ノ意今「スタヂッ」ハ「法」「規則」「命令」ノ一ニ慣用ス

〔釋解〕各種ノ法ヲ總稱スル語ナリ

スタヂウ、ペルソ子ル

Statut personnel.

對人法

對人法<sup>ヲ</sup>

〔本義〕「ペルソナル」ハ「人」ノ義

〔釋解〕人ノ身分并ニ能力ノ制限ヲ立ル所ノ總テノ法ヲ指ス此法ハ其人ノ其處ニ現在スルトセサルトニ拘ハラス何レニ在リテモ其人ヲ支配スル所ノモノタリ

スタチュ、レエ<sup>ル</sup>

Statut réel.

物上法<sup>ヲ</sup>

〔本義〕「レエ<sup>ル</sup>」ハ「物」ノ義

〔釋解〕財産ヲ支配スル總テノ法ヲイフ此法ハ其自國ノ境地外ニ行ハル、ノ力ナシ

〔參照〕(民)三、

ステリオナ

偽典賣

〔本義〕羅甸ノ「ステリオ」ヨリ出ツ「ステリオ」ハ「一」ノ動物ノ名ニシテ其皮色常ニ變スルモノナリ由テ詭變ヲ以テ人ヲ欺クモノヲ形容シテ「ステリオ」トイフ法律語ニテハ「人ノ所有物タルヲ知リテ之ヲ自己ノ所有物トシテ典賣スル」ヲイフ

〔釋解〕自己ノ所有物ニ非サルヲ知リテ之ヲ賣却シ又ハ書入質ト爲シ又ハ既ニ書入質ト爲シタル物ヲ更ニ書入質ニ爲シ又ハ實際千兩ノ書入質ニセシ物ヲ五百兩ニ書入レタリト述ヘテ更ニ之ヲ書入質トスル如キ詐偽ヲイフ

〔參照〕(民)二〇五九、二〇六六、二一三六、(訴)八〇〇ノ五項、九

〇五、(商)六一二、

〔參照〕(民)二〇五九、二〇六六、二一三六、(訴)八〇〇ノ五項、九

○五、(商)六一二、

士ス氏テイ補ビユ刺ラ孫ジ 狩シユ論ラ 噫ス

求約

Stipulation.

111

〔本義〕「スチピツレ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅  
甸ノ「スチピツラ」ヨリ出ツ「スチピツラ」ハ「麥稗」ナリ蓋シ羅甸  
ノ古俗ニ契約ヲ爲ストキハ必ス麥稗ヲ贈リテ其意ヲ  
表セシトアリ然レ此俗習ハ年ヲ經ルノ間自然ニ息ミ  
テ唯「スチピツラ」ノ語ノミ存セリ由テ「スチピツラ」トイヘハ  
即チ「契約」ノ「ト」ナレリ又「契約書」ノ中ニ義務ノ條件ヲ  
明細ニスル「ト」チモイフ○ラブレ氏ハ之ヲ「ソリシテ」ノ  
意ニ取レリ「ソリシテ」ハ「切望スル」ノ義○ボアソナド氏  
曰ク「フェル、ケスチオン」ノ意ナリ即チ尋子問フノ義ニシ

エスノ部

九四三

テ何々ヲ爲サンカト之ヲ尋子テ願望スルノ意ナリト  
今法律語ニテハ「爲サシムル」承諾セシムルノ意ニ慣用  
ス(十一年三月廿日照査課ノ講義)

〔釋解〕證書中ノ總テノ約條ヲイフ○バシツレ契約中ニ入  
ル所ノ總テノ約條條件又ハ約束ヲイフ

須匄囉嚳孫シユプロロガシオン 所暉シオグオン 嘖ソン

代權

1111 Subrogation.

〔本義〕「シツプロゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「シツプロ  
ゼ」ハ其本羅甸ノ「シツブ」ト「ロガレ」ト合成セシモノニテ「シツ  
ブ」ハ「下」ニ「ノ義」ロガレハ「願フ」ノ義「シツブ」ロガレハ即チ「何  
件」ニ付テ願フトイフ「カ如キ意味ナリ今法律語ニテハ  
代理セシムル」ノ意ニ用ユ

わ

〔釋解〕一人アリ那ノ契約ニ親接セズシテ其契約ノ更利

〔釋解〕一人アリ那ノ契約ニ親接セスシテ其契約ノ便利  
ノタメニ他人ヲ指立テ、己レノ代リヲ爲サシムルヲ  
イフ尤モ法律ニ依テ爲スヲアリ又約束ニ依テナス  
アリ

〔參照〕辨濟ニ付テハ(民)一二四九以下、約束ニテ爲シタル  
モノハ(民)一二五〇、法律上ノモノハ(民)一二五一、保證人  
ニ付テハ(民)二〇二九、二〇三七、商業手形ハ(商)一五九、一  
八七、相續人ハ(民)八七五、受囑者ハ(民)八七四、順序ハ(民)七  
六九、辨濟ハ(民)一二三六、執行拿住ハ(民)六一二、不動産ニ  
付テハ(民)七二一、七七九、

シウブロゼ、チウツール

1111 Subrogé-tuteur.

後見監察人

〔本義〕「シツブ」ロゼ」ハ「シツブ」ロガシオン」本部二二ニ同シ「チツツ  
ル」ハ「後見人」ナリ（テノ部二〇）

〔釋解〕後見人ノ所爲ヲ監察セシムル爲メニ之ニ差添ヘ  
タル人チイフ

〔參照〕（民）四二〇以下、管財人ニ付テハ（民）三九三、受禁者ハ  
（民）五〇五、責任ハ（民）一四四二、二一三七、四四六、四五〇以  
下、四七〇、控訴期限ハ（訴）四四四、

須シユ匄ブ士ス氏テイ丟テイ孫ユ 杜オン 皮ビ晏アン 戍シユ春チ 嚙シ吐ヨ 哽ン  
財產ノ攝代轉傳贈遺

114

Substitution de biens.

〔本義〕「シツブ」スチ「チツシ」オン」ハ「シツブ」スチ「チツエ」トイフ勸詞ノ  
變シタル名詞ナリ其本羅匄ノ「シツブ」スチ「チツエ」レ」ヨリ出  
ツ「シツブ」スチ「チツエ」レ」ハ「シツブ」ト「チツエ」レ」ト合成セシモノ

ニテ「シツブ」ハ「場所」ニ「ノ義」ハ「スチ」チ「チツエ」レ」ハ「立」テ定ムル「ノ義



ツ「シツブ」スチ「エレ」ハ「シツブ」ト「チ」エレト合成セシモノ

コテ「シツブ」ハ「場所」ニ「ノ」義「スチ」エレハ「立テ定ムル」ノ義  
「シツブ」スチ「エレ」ハ即チ「何ノ場所」ニ立テ定ムルノ意ナ  
リ「ド」ハ「ノ」ナリ「ビ」ア「ン」ハ「財産」ナリ（ベノ部一一）

〔釋解〕贈與者若クハ遺囑者ヨリ他人ニ財産所有權ヲ讓  
渡シタル後チ其讓受人ヨリ贈與者若クハ遺囑者ノ名  
指シタル誰モ其財産ヲ返却セシムル處置チイフ此  
「シツブ」スチ「エレ」ハ二等親マテニ非ラサレハ之ヲ爲  
スチ許ルサス

〔參照〕（民）八九六以下、一〇四八以下、義務者ニ付テハ（民）一  
二七四、一二七九、子ニ付テハ（刑）三四五、代理ニ付テハ（民）  
一九九四、

シウクセシオン

相續

〔本義〕「シツクセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「シツクセ  
 デ」ハ本羅甸ノ「シツクセデレ」ヨリ出ツ「シツクセデレ」ハ「シツブ」  
 ト「セデレ」ト合成セシモノニテ「シツブ」ハ「下」ニ「ノ義」セデレ  
 ハ「行ク」ノ義即チ「下」ニ行ク「内」ニ入ル「ノ意」ナリ此意ヲ廣  
 メテ「他」ノ後ニ來ル「他」ノ場所ヲ取ル「シツクセデ」トイフ  
 〔釋解〕人其死後ニ遺コシタル所ノ「ア」ク「チ」フ「パ」シフ「一」切  
 ノ權利義務ヲ其相續人ニ移轉スル「チ」イフ又此語ハ  
 直チニ相續ノ財産總額ヲモ指シテ「イ」フ總テ相續ノ順  
 序ハ法ヲ以テ規則立ツルナリ

Succession vacante.

シツクセシオン、ウアカント

不在相續

〔本義〕「ウ<sup>ア</sup>カント」ハ「空虚」ノ義（ウ<sup>エ</sup>ノ部一無主財産參看）

〔釋解〕相續人ノ拋棄シタル所ノ相續チイフ其時ハ管財人チ立テサルヘカラズ若シ相續スヘキ等親中ニ正統ノ相續人ナキトキハ其相續チ私生ノ子又ハ存在セル匹偶者又ハ政府ニ歸スヘシ、デノ部三六「デゼランス」ノ所ニ詳ナリ

〔參照〕規則立チタル相續ハ（民）七一、相續開設及ヒ掌握權ハ（民）七一八以下、相續ノ順序ハ（民）七三一以下、代身ハ（民）七三九以下、卑屬ハ（民）七四五、尊屬ハ（民）七四六以下、傍系ノ親屬ハ（民）七五〇以下、不規則ノ相續ニ付テ私生ノ子ハ（民）七五六以下、九〇八、存在ノ匹偶者及政府ハ（民）七六七以下、不在相續ハ（民）八一以下、（訴）九九八以下、

Surenchere.

須藍舍兒 シユプランシエール  
 山舍 シヤンセー  
 𦉳 シア  
 再拍賣

〔本義〕「シツル」ト「アンセル」ト合成セシモノニテ「シツル」ハ「上」ニ  
 ノ義「アンセル」ハ「拍賣」ナリ（エノ部一五）即チ「一」タヒ拍賣  
 チ爲シタル上又更テニ爲ス拍賣ナリ  
 〔釋解〕義務者ノ財産ヲ賣却シテ生シタル價ニ付テ新タ  
 ニ拍賣ヲ爲スニ付キ人權者ニ與ヘタル權利チイフ例  
 ヘハ隨意ニ爲シタル讓渡シノ後ノ再拍賣不動産拿住  
 ニ付テ爲シタル拍賣後ノ再拍賣ノ如キ是ナリ  
 〔參照〕隨意ノ讓渡ニ付テノ再拍賣ハ（民）二一八三以下、二  
 一九二、（訴）八三二以下、強テ爲シタル取上ケハ（訴）七一〇  
 以下、九六五、分散人ノ財産賣却ハ（商）五七三、

Surveillance de la police.

シウルウエイアンス、ド、ラ、ポリス

警察ノ監視

〔本義〕「シウルウエイアンス」ハ「シウルウエイエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「シウルウエイエ」ハ「シウル」ト「ウエイエ」ト合成セシモノニテ「シウル」ハ「上」ニ「ノ」義「ウエイエ」ハ「監視スル」ノ義即チ物ノ上ニ監視スルノ意ニテ物ニ氣ヲ付クルトイフガ如シ「ド」ハ「ノ」ナリ「ラ」ハ「冠詞」ナリ「ポリス」ハ「警察」ナリ（ペノ部三一）

〔釋解〕犯人ノ自由ヲ得タル後ニ更ニ之ヲ監視ニ付スル刑ヲイフ

〔參照〕（刑）一一、四四、四五、

シウルウナンス、ド、アンファン

Surveillance d'enfant.

贈與後ノ舉子

〔本義〕「シツルウナンス」ハ「シルウニルトイフ勸詞ノ變シタルモノナリ」シツルウニルト「ウニルト」ト合成セシモノニテ「シユル」ハ「上ニ」ノ義「ウニルト」ハ「來ル」ノ義「シツルウニルト」ハ即チ「上ニ來ル」ノ意「ド」ハ「ノ」ナリ「アンファン」ハ「子」ナリ（エノ部一八）（口音）「ド、アンファン」ハ「ダンファン」

〔釋解〕贈與ヲ爲セシトキ子ナクシテ贈與後ニ正統ノ子ノ出產スルチイフ此場合ニ於テハ其贈與ヲ取消ス

〔參照〕贈與取消ハ（民）九五三、九六〇以下、一〇九六、後見ハ（民）四三七、

シウスピシオン、レガチム

正當乃嫌疑

Suspicion légitime.

〔本義〕「シッスビシオン」ハ羅甸ノ「シッピシオ子ム」ヨリ出ツ「シッ

ピシオ子ム」ハ「疑ヒ」ノ義「レヂチム」ハ「正シキ」ノ義「シッスビ

シオン、レヂム」ハ即チ「正サシキ疑ヒ」ノ意ナリ

〔釋解〕他ノ裁判所ニ訴訟ヲ移サンコトヲ願フ原因中ノ一

ニシテ訴訟ヲ受ケタル裁判所ニハ依怙スル所アラソ

カト眞ニ疑フヘキ情狀ノ集リチイフ

シナラグマチク

交互ヲ

1110 Synallagmatique.

〔本義〕希臘ノ「シナラグマチシス」ヨリ出ツ「シナラグマチ

シス」ハ「何々ト交換スル」ノ義ナリ今法律語ニテハ甲ヨ

リ物ヲ贈レハ乙ヨリハ之ニ酬ユルノ義ニ取り雙方互

ニ義務ノアルコトイフ

〔釋解〕雙方ヨリトイフ義ナリ。結約者雙方互ニ義務ヲ相  
負荷スルトキハ其契約ヲ「シナラグマナク」ノ契約トイ  
フ此契約ヲ爲シタルモノ若シ其一方其義務ヲ盡サ、  
ルトキハ別ニ解約ノ「ヲ」ヲ揚言セストモ其契約ハ當然  
解除スヘキモノトス

〔參照〕(民)一一〇二、一一八四、一三二五、

セングク

### 分散管財人

〔本義〕羅甸ノ「センヂキツス」ヨリ出ツ「センヂキツス」ハ「一都會  
ノ總代」ナリ。今法律語ニテハ分散人ノ財産ヲ管理スル  
爲メニ任セラレタル總代人チイフ  
〔釋解〕分散ノ事務ヲ支配スルタメニ任セラレタル所ノ

人ナリ又時トシテハ總テ衆人ノ共同シテ爲ス事務ヲ



人ナリ又時トシテハ總テ衆人ノ共同シテ爲ス事務ヲ  
引受ケ取扱フ所ノ人ヲモイフ

〔參照〕(商)四六二以下、管財事務ハ(商)四六八以下、

テ  
ノ  
部